

京都市京セラ美術館「平成美術：うたかたと瓦礫 1989 - 2019」  
平成美術展実行委員会の会計等に係る業務 委託仕様書(案)

### 1 委託業務名

平成美術展実行委員会の会計等に係る業務（以下「本業務」という。）

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年6月30日まで

※ なお、契約は年度ごとに行う。

### 3 展覧会概要

- (1) 名称： 平成美術：うたかたと瓦礫 1989-2019（以下「本展」という。）
- (2) 会期： 令和3年1月23日から4月11日まで
  - ※ 月曜日休館
  - ※ 搬入出期間については、現在調整中(各7日～10日間程度)
- (3) 会場： 京都市京セラ美術館・新館「東山キューブ」
- (4) 内容： 平成年間の14組の集会的アーティストの作品，インスタレーション，及び資料の展示。関連プログラムとして「平成」を切り口にしたトークイベント，アーティストインタビューの配信番組，及びその公開収録などを行う。

### 4 委託業務内容

本展の実施にあたり，平成美術展実行委員会(以下「実行委員会」という。)が手配する業務に関する，以下に掲げる費用の支払いに係る会計等の業務(関連する契約業務を含む)及びその進行管理

- ・ 著作権使用料
- ・ 翻訳料
- ・ 作品撮影料
- ・ コーディネータ等のスタッフ人件費
- ・ 旅費(作家，関係者の招聘旅費)
- ・ 作品借料(補修，燻蒸，インスタレーション製作を含む)
- ・ 展示設営費(架設壁，塗装，電気配線，映像・音響機器の設置，照明他)
- ・ 保険料(輸送保険，展示期間中の保険)
- ・ 輸送費(倉庫代を含む)
- ・ 案内状の制作費，及び発送料

- (1) 本業務を進めるに当たっての基本内容

- ア 受託事業者は、実行委員会と定期的に協議を行い業務を進めること。
- イ 受託事業者は、あらかじめ契約締結日から業務完了日までの全体スケジュールを実行委員会と協議のうえ作成すること。更新内容は実行委員会及び受託事業者において随時共有を図ること。
- ウ 受託事業者は展覧会制作の進行を補佐し、業者との契約・発注・支払い窓口となり、制作担当者との連携を取りながら業務を進めること。
- エ 上記の各項目の制作経費の発注に応じて受託事業者が負担した実費は、以下の要領で別途実行委員会から受託事業者へ支払う。
  - ・ 受託事業者は、当月中に支払った経費を毎月末にとりまとめ、実行委員会が指定する請求様式に以下の書類を添付し、翌月7日までに報告すること。
    - ① 発注先が発行する請求書（支払先、請求内訳等がわかるもの）
    - ② 領収書（受託事業者が支払ったことがわかるもの）
  - ・ 実行委員会は、受託事業者からの報告書類を確認後、不備がない場合は書類到着日から7営業日以内に振り込みを実行する。
  - ・ なお、契約は年度ごとに行うため、発注業務が年度をまたがないよう留意すること。

## 5 業務遂行上の留意点

- (1) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。提出に当たっては、あらかじめ実行委員会の承認を受けること。
  - ・ 実施管理責任者、出納窓口担当者一覧表
  - ・ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
  - ・ その他、実行委員会が必要に応じて指定する書類※ 内容に変更が生じた場合には、速やかに実行委員会に報告し、承認を得ること。
- (2) 業務遂行に当たっては、定期的の実行委員会へ進捗等について報告すること。また、実行委員会から報告等を求められた場合は、速やかに対応すること。

## 6 委託料の支払い条件

全ての業務履行確認後、契約額を支払う。

## 7 業務報告

全ての業務終了後、業務内容のすべてを記載した業務報告書をデータ及び紙媒体で提出すること。

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後について

ても同様とする。

- (2) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、実行委員会に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、実行委員会の指示に従うものとする。
- (5) プロポーザルにおける受託者の提案内容の不履行が発生し、実行委員会の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと実行委員会が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額することがある。
- (6) 本仕様書に定めがない事項については、実行委員会と受託者において協議の上決定する。協議が整わないときは、実行委員会の指示するところによるものとする。